

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 小澤 温

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

## 1. 現行の障害者自立支援法の理念部分の修正

\* 第1条、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」を、「障害者及び障害児が、自ら選択した場で、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」に修正。

2. 障害者虐待防止の法制度ができるまでの対応として、障害者自立支援法第2条の修正を行い、虐待防止のための連携拠点、相談窓口を、市町村に設置すること。

## 3. 相談支援体制の強化

\* 都道府県および市町村における拠点となる相談支援機関の法定化

\* 拠点となる相談支援機関の業務は、障害の特性に応じた相談、支給決定に関わるサービス利用計画書の作成、地域移行および退院の支援、権利擁護、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営、などである。

\* 拠点となる相談支援機関には、相談支援の経験の豊富な（および、都道府県の実施する現任研修受講者の）社会福祉士、精神保健福祉士を配置（必置）する。

\* 拠点となる相談支援機関は、市町村（あるいは都道府県の）地域生活支援事業とせず、国庫補助事業にすべきである。

\* 拠点となる相談支援機関は、児童相談所、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、地域包括支援センターなどの各種の専門相談機関との連携を強化し、地域における総合相談体制の構築をめざす。

\* 都道府県および市町村の自立支援協議会は法定化

## 4. 障害者の範囲についての見直し

\* 抜本的な見直しは、総合福祉法において反映させるべきだが、障害者自立支援法の暫定的な改正としては、身体障害者福祉法の別表に該当すると判断される者（身体障害者手帳の所持は問わない）、知的障害者福祉法、精神保健福祉法の対象者に加えて、発達障害者支援法の対象者、高次脳機能障害のある者、難治性疾患のある者、対象の範囲拡大を行う。

\* これらの対象者に対して、支援区分（障害程度区分の修正版）のアセスメントを行い、暫定的なサービス利用計画作成を行い、支給決定を行う。支給決定の審査会には当事者およびその代弁者が参加をする。

## 5. 地域移行、退院促進の法定化

\* 地域移行支援事業、退院促進事業の法定化を行う。その場合、入所施設あるいは精神科病院と拠点となる相談支援機関と連携しながら実施する。

\* グループホーム、ケアホームの地域生活の練習としての一時利用を制度化する。

\* 地域移行に必要なグループホーム、ケアホーム、居住サポート事業の整備にあたっての誘導的な国庫補助事業を実施する。

## 6. 就労支援について

- \* 就労移行支援事業と障害者就業・生活支援センターとの一貫したシステム化を図ること。
- \* 就労継続支援事業B型の利用者像の整理を行い、A型に近いものから地域活動支援センターに近いものまで、内容を精査し、障害者権利条約との整合性を検討すること。

## 7. 利用者負担

- \* 当面、応能負担の原則にもどす。
- \* 新法に向けて、所得保障の取り組みとあわせて、利用者負担の原則を改めて検討し直すこと。

## 8. その他

- \* 地域自立支援協議会の法定化にともなって、地域自立支援協議会の業務内容を定めること。
- \* 相談支援専門員の現任研修の内容と期間を拡充すること。